



岡情審査第16号

令和5年6月5日

岡山市長 大森 雅夫 様

岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会

会長 福重 さと子



岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年3月17日付け岡市生総第540-1号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「岡山市民会館の平成29年度以降の事業報告書」に係る公文書開示請求に対して、一部開示とした決定に対する審査請求についての諮問。

## 第 1 審査会の結論

本件公文書開示請求に対して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定は妥当であるから本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第 2 審査請求及び諮問の経緯

- 1 本件審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和 3 年 1 1 月 1 0 日付けで、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成 1 2 年市条例第 3 3 号。以下「条例」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、岡山市民会館の平成 3 0 年 4 月 1 日からの指定管理者指定に関して、指定管理者候補を選定した選定委員会の会議記録及び各選定委員採点表並びに岡山市民会館の指定管理者の平成 2 9 年度以降の事業報告書（以下「本件公文書」という。）について、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 本件開示請求に対し、実施機関は同年 1 2 月 2 2 日付けで、請求された本件公文書について、個人の氏名は、条例第 5 条第 1 号の個人情報に該当するとして、また、自主事業内容は、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第 5 条第 2 号の法人情報に該当するとして、一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 上記決定を受けた請求人は、実施機関に対し、令和 4 年 2 月 1 2 日付けで本件公文書についての本件処分に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 実施機関は、令和 4 年 3 月 1 7 日付けで、本件審査請求の取扱いについて、条例第 1 6 条の規定に基づき、当審査会に諮問を行

った。

### 第3 請求人及び実施機関の主張の要旨

#### 1 請求人の主張要旨

当該施設の指定管理者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとの一部非開示理由は、条例第5条第2号に該当するためとしているが、判例上該当しない。

#### 2 実施機関の主張要旨

指定管理者が実施する自主事業は、岡山市民会館の管理運営に関する包括協定書第6条第1項に基づき、施設の設置目的に合致し、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用負担により実施できることとしている。

このことに関する情報は、条例第5条第2号の法人等に関する情報に該当するものであって、その具体的な内容を開示することは、チラシやホームページ等で公表された誰もが知り得る情報を除き、営業・販売のノウハウを公開することに繋がるため、指定管理者の競争上の地位を害するおそれがあると判断したものである。

### 第4 審査会の判断

実施機関と請求人との間における本件の争点に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

#### 1 条例第5条第2号の該当性について

本件審査請求において争点になっているのは、実施機関が条例第5条第2号に該当するとして非開示とした処分の妥当性である。

条例第5条第2号は、法人情報について、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については非開示とする規定であり、法人等の営業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持する観点から、法人等の事業活動に関する情報については、開示することによって法人等に不利益を与える情報は非開示とする趣旨である。本件情報が条例第5条第2号に該当するかどうかの判断に当たっては、単なる抽象的な可能性では足りず、法的な保護を必要とするほどの蓋然性をもって正当な利益の侵害が生じる場合であることが求められる。

当審査会で本件公文書を見分したところ、条例第5条第2号に該当する情報として非開示とされた部分は、自主事業に関する情報であり、自主事業が指定管理業務とは異なり、法人のノウハウを生かし自己の責任と費用で実施する事業であることから、公開されることにより公正な競争が阻害される等の危険性が考えられる。当該危険性は単なる抽象的な可能性ではなく、本件法人が競争上不利になる情報であり、当該法人の正当な利益の侵害が生じる蓋然性があるといえる。

したがって、これらの情報は条例第5条第2号に該当すると認められる。また、その性質上、同号ただし書に該当しないことは明らかである。

## 2 結論

以上の理由により、当審査会は、第1記載のとおり判断するものである。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

令和4年	3月17日	諮問書の收受
令和4年	4月11日	請求人側反論書の收受
令和4年	5月17日	審議
令和4年	7月11日	審議
令和4年	8月25日	審議
令和4年	9月20日	審議
令和5年	1月18日	審議
令和5年	5月23日	審議
令和5年	6月5日	答申